

## 沖縄スーパーフード協会会員要綱

### <第 1 章 総則>

#### 第 1 条（本会員要綱の範囲）

本要綱は、沖縄スーパーフード協会（以下、「本協会」とする）の定款の定める会員となった法人、団体または個人に適用し、本協会の会員は本会員要綱に同意するものとする。

#### 第 2 条（会員）

1. 本協会の指定する手続きに基づき、本要綱を承諾の上、本協会の会員制度への入会を申し込み、本協会が承認したものを会員とする。
2. 会員とは、本協会の理念に賛同し、その活動に積極的に寄与する意思をもって入会したものを指す。

### <第 2 章 サービス>

#### 第 3 条（サービス）

1. 会員は、本協会の行う以下のサービスを優先的に利用することができるものとする。
  - (1) 沖縄スーパーフードに関する情報提供
  - (2) 商品審査
  - (3) 講演会、セミナー、討論会、勉強会等への参加
  - (4) 会員相互の情報交換
  - (5) 本協会の活動資料等の閲覧
  - (6) 各種研究開発・研究発表
  - (7) その他、今後本協会が行う事業への優先的参加
2. 会員が沖縄スーパーフード協会の名義を無断で使用する事は、一切許可しないものとする。

#### 第 4 条（サービスの一時的な中断）

本協会は次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合がある。この場合、本協会は可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力するものとするが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとする。

- (1) 火災、停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 戦争、暴動、争乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用および技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

#### 第 5 条（本会員要綱の変更）

1. 本協会は、将来にわたってサービス内容及び料金を含め、本要綱の一部を会員の承諾を得ることなく変更することがある。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本要綱において規定するところによるものとする。
2. 本要綱を変更するときは、本協会はその内容を Web サイト上に明示する。会員は、当該通知が行われた日に変更された本要綱に合意したものとみなす。

## <第 3 章 入会申し込みと契約>

### 第 6 条 (申し込み)

入会を希望するものは、本協会の Web サイト上にある入会申込書に必要事項の記入を行い、入会を申し込むものとする。

### 第 7 条 (入会申し込みの不承認)

以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがある。

- (1) 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 過去に本協会から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) その他、本協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

### 第 8 条 (有効期間)

1. 本要綱に基づく会員契約期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の 1 年間とする。
2. 期間満了日の 3 ヶ月前までに、会員又は本協会から相手方に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を 1 年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。

### 第 9 条 (変更の届け出)

1. 会員は、その名称、住所、連絡先等本協会への届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとする。
2. 会員が第 1 項の変更申し込みをしなかったことにより不利益を被った場合でも、本協会はその責任を一切負わないものとする。

### 第 10 条 (退会)

会員は、本協会所定の手続により、いつでも退会することができる。

### 第 11 条 (会員資格の除名・喪失)

本協会は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員の承諾を得ることなく会員たる資格を取り消すことができるものとする。

1. 本要綱又はその他本協会が定める要綱に違反した場合
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
3. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
4. 当該会員が死亡し、又は解散した場合
5. その他、本協会が会員として不相当と認める相当の事由が発生した場合

## <第 4 章 著作権>

### 第 12 条 (著作権)

サービスによって提供される情報の著作権は全て本協会に帰属する。

### 第 13 条 (情報の二次利用)

サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

## <第 5 章 本会員要綱の追加・変更>

### 第 14 条 (要綱の追加・変更)

本要綱に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものと

する。

本協会は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本要綱の全部または一部を変更することができる。本協会により変更された本要綱は、本協会の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本要綱に拘束されるものとする。

## <第 6 章 免責および損害賠償>

### 第 15 条 (免責および損害賠償)

会員は、本協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本協会は一切責任を負わないものとする。

万が一、本協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本協会は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

附則

本会員規約は、平成 27 年 10 月 19 日より施行する。

改定履歴

平成 28 年 6 月 1 日改定

平成 28 年 8 月 31 日改定